

所定疾患施設療養費Ⅰ、Ⅱとは 厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表

【対象となる入所者の状態】	(当施設での主な治療内容)
1、肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)喀痰吸引など診断結果をもとに適宜必要な治療を行います
2、尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行います
3、带状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射、軟膏塗布など診断結果をもとに適宜必要な治療を行います
4、蜂窩織炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服療法など診断結果をもとに適宜必要な治療を行います
5、慢性心不全の憎悪	血液検査・尿検査等、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行います

★上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射処置などが行われた場合に算定します。

1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。(所定疾患施設療養費Ⅰ)

1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。(所定疾患施設療養費Ⅱ)

診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載する。

請求に際して算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

医師が感染対策に関する研修を受講している。(所定疾患施設療養費Ⅱ)

介護老人保健施設だいもつ 入所/所定疾患施設療養費Ⅰ、Ⅱ 加算取得状況

年度 算定該当月		2025										2026			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
所定疾患施設療養費Ⅰ	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所定疾患施設療養費Ⅱ	実人数	10	10	7	5	8	9	12	13	9	10	13	0	106	
	延日数	55	67	40	20	52	53	74	70	55	50	91	0	627	
肺炎	実人数	0	0	0	2	1	2	1	0	1	0	1	0	8	
	延日数	0	0	0	9	9	16	7	0	8	0	6	0	55	
尿路感染	実人数	10	9	7	3	6	7	10	12	8	0	10	0	82	
	延日数	55	60	40	11	36	37	59	65	47	46	72	0	528	
带状疱疹	実人数	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3	
	延日数	0	7	0	0	7	0	8	0	0	0	0	0	22	
蜂窩織炎	実人数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	4	
	延日数	0	0	0	0	0	0	0	5	0	4	13	0	22	
慢性心不全の憎悪	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	延日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

年度 算定該当月		2024										2025			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
所定疾患施設療養費Ⅰ	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	延日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
所定疾患施設療養費Ⅱ	実人数	9	6	6	6	8	8	9	13	10	13	8	14	110	
	延日数	52	39	31	46	57	49	54	79	61	70	38	80	656	
肺炎	実人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	
	延日数	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	17	
尿路感染	実人数	9	5	6	5	8	5	8	12	10	12	8	10	98	
	延日数	52	32	31	42	57	32	46	76	61	63	38	58	588	
带状疱疹	実人数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	
	延日数	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	14	